日本農林規格の改正について

「ベーコン類」



26消安第124号 平成26年4月23日

農林物資規格調査会 会長 阿久澤 良造 殿



日本農林規格の改正及び廃止について(諮問)

下記1から9までに掲げる日本農林規格の改正並びに下記10及び11に掲げる日本農林 規格の廃止を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法 律(昭和25年法律第175号)第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴 調査会の議決を求める。

記

- 1 食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年3月31日農林省告示第523号)
- 2 プレスハムの日本農林規格(昭和46年2月26日農林省告示第338号)
- ③)ベーコン類の日本農林規格(昭和48年4月10日農林省告示第786号)
- 4 ソーセージの日本農林規格 (昭和52年4月25日農林省告示第411号)
- 5 ハム類の日本農林規格(昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号)
- 6 熟成ハム類の日本農林規格(平成7年12月20日農林水産省告示第2073号)
- 7 熟成ソーセージ類の日本農林規格(平成7年12月20日農林水産省告示第2074号)
- 8 熟成ベーコン類の日本農林規格(平成7年12月20日農林水産省告示第2075号)
- 9 しょうゆの日本農林規格(平成16年9月13日農林水産省告示第1703号)
- 10 混合ソーセージの日本農林規格(昭和52年4月25日農林省告示第412号)
- 11 生糸の日本農林規格(平成10年2月23日農林水産省告示第302号)

ベーコン類の日本農林規格の見直しについて (案)

平成26年5月29日農林水産省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第9条において準用する同法第7条第1項の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」(平成24年2月24日農林物資規格調査会決定)に基づき、ベーコン類の日本農林規格(昭和48年4月10日農林省告示第786号)について、所要の見直しを行う。

2 内容

現在の製造・流通の実情等を踏まえ、

- (1) ベーコンの規格に「特級」の基準を新設する
- (2) 食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える規定にする
- (3) 異物の規定及び容器又は包装の状態の規定を削除する
- (4) 赤肉中の粗たん白質の測定方法を修正する等の改正を行う。

ベーコン類の日本農林規格に係る規格調査結果

1 品質の現況

(1) 製品の概要

ベーコン類は、豚の塊肉を加工した製品であり、ばら肉を使用した場合はベーコン、肩肉を使用した場合はショルダーベーコン、ロース肉を使用した場合はロースベーコンと、使用する豚肉の部位によって分けることができる。

ベーコン類は、加熱用の調理食材として位置付けられ、生食主体のロースハム等とは製品の用途が異なり、需要の裾野は広い。

(2) JAS規格の基準

JAS規格では、形態、損傷、色沢、香味、異味異臭、肉質等について規定した「品位」、製品中の食肉の割合の指標となる「赤肉中の粗たん白質」、植物性たん白や卵たん白等の結着材料の使用量を制限する「製品中の結着材料」、包装後の品質保持を目的とした「容器又は包装の状態」等の基準が規定されている(表 1)。なお、ベーコンの規格には、上級及び標準の等級が設けられている。

表1 ベーコン類の主な品質項目

規格名		原材料	赤肉中の粗たん白質	製品中の 結着材料
ベーコン	上級	豚のバラ肉	16.5%以上	_
	標準	豚のバラ肉	16.5%以上(ただし、結着材料 を使用した場合は、17.0%以上)	1%以下
ロースベーコン 及びショルダー ベーコン		ロースベーコンは 豚のロース肉、シ ョルダーベーコン は豚の肩肉	16.5%以上(ただし、結着材料 を使用した場合は、17.0%以上)	1%以下

(3) 品質の実態

JAS格付品(以下「JAS品」という。)7件、JAS品以外のもの(以下「非JAS品」という。)27件について、JAS規格で定める品位、赤肉中の粗たん白質、異物、容器又は包装の状態について調査を行った。

その結果、ベーコンの非JAS品3件及びショルダーベーコンの非JAS品

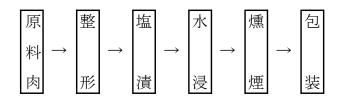
1件が、赤肉中の粗たん白質について標準の基準値に適合していなかった。

2 生産の現況

(1) 生産の状況

① 生產方法

一般的な製造方法は以下のとおり。



(恒星社厚生閣「食品工業技術概説」)

② 生産数量

ベーコン類の平成24年度の生産数量は83,387トンであり、平成20年度に比べると6,965トン(約9%)増加している。ベーコン類のうち、約90%をベーコンが占めている(表2)。また、ベーコン類の生産数量は食肉加工品(ハム、ベーコン、ソーセージ)全体の約18%を占めている。

表 2 生産数量の推移(平成20年度~平成24年度)

		H20年度 (A)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (B)	増減 (B)-(A)
,	ベーコン類 (トン)	76, 422	78, 424	78, 074	82, 557	83, 387	6, 965
	ベーコン	68, 573	70, 048	69, 624	74, 404	75, 706	7, 133
	ロースベーコン	66	65	60	51	61	-5
	ショルダーベーコン	7, 783	8, 310	8, 390	8, 102	7, 619	-164

※ 生産数量:日本ハム・ソーセージ工業協同組合調べ(年度集計)

(2) 格付の状況

ベーコン類の平成24年度の格付数量は2,963トンであり、平成20年度と比べると1,163トン減少している。格付率は、若干であるが減少傾向がみられる(表3、表4)。

ベーコン類の認定製造業者数は、平成24年12月現在66者であり、平成20年度

と比べると4者増加している(表3)。 認定製造業者のうち、平成24年度には66者がJAS格付を実施している。

表3 格付状況の推移(平成20年度~平成24年度)

	H20年度 (A)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (B)	増減 (B)-(A)
格付数量(トン)	4, 126	3, 570	3, 374	3, 167	2, 963	- 1, 163
格付率(%)	5. 4	4.6	4. 3	3.8	3.6	-1.8
認定製造業者数(者)	62	67	65	64	66	4

※ 格付数量:一般社団法人食肉科学技術研究所調べ(年度集計)

※ 格付率 (%):格付数量/生産数量×100

表 4 種類別の格付状況 (平成20年度~平成24年度)

				H20年度 (A)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (B)	増減 (B)-(A)
ベーコン	格付	数量(ト	ン)	4, 107	3, 560	3, 365	3, 160	2, 960	-1, 147
		上級		1, 054	925	1, 066	944	850	-204
		標準		3, 053	2, 635	2, 299	2, 216	2, 110	-943
	格付率(%)			6. 0	5. 1	4.8	4.2	3. 9	-2. 1
ロースベーコ	格付数量(トン)		3. 0	1.3	0.8	0.3	0. 2	-2.8	
ン	格付率(%)		4. 5	2.0	1.3	0.6	0.3	-4. 2	
ショルダーベ	格付数量(トン)		16	8	9	7	3	-13	
	格付	才率(%)		0. 2	0. 1	0. 1	0. 1	0. 1	-0.1

※ 格付数量:一般社団法人食肉科学技術研究所調べ(年度集計)

(3) 規格の利用状況

製造事業者157社(業界団体等に所属している社)のうち、55社(認定製造業者として延べ66者)が認定を取得していた。認定を取得している主な理由は、消費者への訴求効果、自社の品質(製造)管理等であった。

また、製造事業者は、JAS規格を格付に用いる他、社内の品質管理基準や取引基準に活用していた。活用している主な理由は、取引先からJAS同等品を求められるなどであった。

3 取引の現況

ベーコン類は、生産数量の約60%が家庭用製品、約40%が業務用製品と推測される。

家庭用製品は主に製造業者から小売業者へ販売されることが多く、業務用製品は主に製造業者から実需者に直接販売されている。

4 使用又は消費の現況

(1) 使用又は消費の状況

家庭用製品は、家庭で消費される他、贈答用としての需要がある。

業務用製品は、中食、外食、加工用及び学校給食において、パン、ピザなどの原材料として使用している。

平成24年のベーコンの1世帯(二人以上の世帯)あたりの年間支出金額は2,398円であり、平成20年の2,428円と比べてほぼ横ばいで推移している(総務省家計調査年報)。

(2) 規格の利用状況

家庭用製品の一部は、JAS格付が行われており、消費者がJAS品を選択できる状況になっている。また、業務用製品は、学校給食用の取引きにおいて、JAS規格が利用されていた。

5 将来の見通し

生産数量は増加傾向にあるが、ベーコン類のJAS格付数量は減少が続いている。今回、事業者の要望に基づき、ベーコン類の規格に特級の基準を新設することから、格付率の向上が期待できる。

6 国際的な規格の動向

平成24年12月現在、ベーコン類に関するCodex規格が制定されている。

○「調理された豚肩肉(ポークショルダー)」

CODEX STANDARD FOR COOKED CURED PORK SHOULDER (CODEX STAN 97-1981)

7 その他

食肉加工品の業界団体として、日本ハム・ソーセージ工業協同組合(組合員139社)、一般社団法人日本食肉加工協会(会員145社)がある。(平成25年3月現在)

ベーコン類の日本農林規格の改正案の概要

1 規格の位置付け

ベーコン類の日本農林規格は、製造業者等が消費者に品質を保証するための基準として利用されているほか、ベーコン類を製造する際の基準として、また、業者間の取引基準として利用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に資するものであることから、「標準規格」と位置付けられる。

2 改正案の概要

- (1)「特級」の基準を新設(第3条) ベーコンの規格に「特級」の基準を新設。
- (2)「食品添加物」の改正(第3条及び第4条まで) 食品添加物の使用が必要かつ最小限であることをコーデックス委員会が定め た「食品添加物の使用に関する一般原則」3.2及び3.3を引用して規定するとと もに、当該情報を消費者に伝達する規定に変更。
- (3)「異物」の削除(第3条及び第4条まで) 「異物」は、遵守義務のある食品衛生法で担保されるため。
- (4)「容器又は包装の状態」の削除(第3条及び第4条) 現在は、容器の品質が安定していること、また、JAS規格間の整合性を図るため、削除。
- (5)「粗たん白質」の測定方法の改正(第5条) 赤肉中の「粗たん白質」の測定方法について、誤差の規定方法等を一部修正。

ーコン類の日本農林規格の一i ルーコン類の日本農林規格(l	部改正新旧対照表(案) 昭和48年4月10日農林省告示第786号)			(傍線の部分は改正部分)
改	正	案	現		行
(適用の範囲) 第1条 (略)			(適用の範囲) 第1条 この規格は、	ベーコン、ロースベーコン及びショ	ルダーベーコンに適用する。
(定義) 第2条 この規格において、i りとする。	次の表の左欄に掲げる用語の定義は、	それぞれ同表の右欄に掲げるとお	(定義) 第2条 この規格にお りとする。	いて、次の表の左欄に掲げる用語の	定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお
用語	定	義	用語	定	義
ベ ー コ ン (略)				1 豚のばら肉(骨付のものを含たもの 2 ミドルベーコン又はサイドベを切り取り、整形したもの 3 1又は2をブロツク、スライク次に掲げるものをいう。 1 豚のロース肉(骨付のものをしたもの 2 ミドルベーコン又はサイドベクを切り取り、整形したもの 3 1又は2をブロツク、スライ	む。)を整形し、塩漬し、及びくん煙し ニーコンのばら肉(骨付のものを含む。) ス又はその他の形状に切断したもの 含む。)を整形し、塩漬し、及びくん煙 ニーコンのロース肉(骨付のものを含む。 ス又はその他の形状に切断したもの
ショルダーベーコン(略)			ショルダーベーコン	もの 2 サイドベーコンの肩肉(骨付 もの	。)を整形し、塩漬し、及びくん煙した のものを含む。)を切り取り、整形した ス又はその他の形状に切断したもの

枝 肉 豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及び 肢端を除去し、これを脊椎に沿つて二分したものをいう。

肉 (略)

(ベーコンの規格)

(ベーコンの規格)

次に掲げるものをいう。

1 豚の胴肉を塩漬し、及びくん煙したもの

2 サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの 豚の半丸枝肉を塩漬し、及びくん煙したものをいう。

<u>し端</u>を除去し、これを<u>せきつい</u>に沿つて二分したものをいう。

豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及び

半丸枝肉から肩及びももの部分を除いたもの又はこれを除骨したものをい

胴

笙 3 冬	ベーコンの規格け	次のレおりとする

区 分	基		準
	<u>特 級</u>	上 級	標準
位	1 形態及びくん煙の 大態が優良で、損傷 及び汚れがないこと。 2 色沢が優良であること。 3 香味が優良であり、かつ、異味異臭がないこと。 4 肉質が優良で、液井の分離がなく、赤肉と脂肪の結着が優良で、かつ、その割合が適当であること。	(略)	(服各)
赤肉中の粗たん白質	18.0%以上であること。	(略)	(略)
製品中の結着材料	_	(略)	(略)
原 原 料 肉 材料 原料肉及び食品添加物以外の原材料	豚のばら肉以外のものを 次に掲げるもの以外の	使用していないこと。	次に掲げるもの以外の ものを使用していない こと。 1 調味料(<u>特級</u> の基 準と同じ。) 2・3 (略)
食品添加物			 司の食品規格委員会が定め 192-1995, Rev. 7-2006) 3. 2

第3条 ベーコンの規格は、次のとおりとする。

[2	≤ 分	基		準
		[新設]	上 級	標準
묘	位	[新設]	1 形態及びくん煙の	1 形態及びくん煙の
			状態が良好で、損傷	状態がおおむね良好
			及び汚れがないこ	で、損傷及び汚れが
			と。	目立たないこと。
			2 色沢が良好である	2 色沢がおおむね良
			こと。	好であること。
			3 香味が良好であり	3 香味がおおむね良
			、かつ、異味異臭が	好であり、かつ、異
			ないこと。	味異臭がないこと。
			4 肉質が良好で、液	4 肉質がおおむね良
			汁の分離がなく、赤	好で、液汁の分離が
			肉と脂肪の結着が良	ほとんどなく、赤肉
			好で、かつ、その割	と脂肪の結着がおお
			合が適当であるこ	むね良好で、かつ、
			と。	その割合がおおむね
				適当であること。
赤网	肉中の粗たん白	[新設]	16.5%以上であるこ	16.5%以上であること
質			と。	。ただし、結着材料を
				使用したものにあつて
				は、17.0%以上である
				こと。
製品	品中の結着材料	[新設]	_	1%以下であること。
原	原 料 肉	[新設]	豚のばら肉以外のもの	<u>同左</u>
材			を使用していないこ	
料			<u>Ł.</u>	
	原料肉及び食	[新設]	次に掲げるもの以外の	次に掲げるもの以外の
	品添加物以外		ものを使用していない	ものを使用していない
	の原材料		<u>こと。</u>	こと。
			1 調味料	1 調味料(<u>上級</u> の基
			食塩、砂糖類その	準と同じ。)
			他調味料として使用	2 香辛料
			<u>するもの</u>	3 結着材料
			2 香辛料	植物性たん白、卵
				たん白、乳たん白及
				び血液たん白
	食品添加物	[新設]	<u>次に掲げるもの以外の</u>	<u>次に掲げるもの以外の</u>
			ものを使用していない	ものを使用していない

- の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定 に適合していること。
- 2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであ <u>る</u>こと。
- 3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方 法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する 場合にあっては、この限りでない。
- (1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法
- (2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表 示する方法
- (3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法
- (4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該 一般消費者に伝達する方法

1 調味料 <u>5'-イノシン酸二</u> リウム、5'ーグアニ L-グルタミン酸ナ トリウム、コハク酸 4 乳化安定剤 二ナトリウム、乳酸 ナトリウム及び5'ー リボヌクレオチドニ 5 酸化防止剤(上級の ナトリウムのうち3

種以下

- 2 結着補強剤 ピロリン酸四カリ 7 香辛料抽出物 ウム、ピロリン酸二 8 くん液 水素二ナトリウム、 ピロリン酸四ナトリ ウム、ポリリン酸カ 10 増粘安定剤(乳化 リウム、ポリリン酸 ナトリウム、メタリ ン酸カリウム及びメ タリン酸ナトリウム のうち3種以下
- 3 発色剤 亜硝酸ナトリウム 、硝酸カリウム及び 硝酸ナトリウムのう ち2種以下
- 4 酸化防止剤 L-アスコルビン 酸、L-アスコルビ ン酸ナトリウム、エ リソルビン酸ナトリ ウム、 $d\ell - \alpha -$ トコ フェロール及びミッ クストコフェロール のうち2種以下
- 5 甘味料 カンゾウ抽出物

- 1 調味料(上級の基 準と同じ。)
- ナトリウム、塩化カ 2 結着補強剤(上級の 基準と同じ。)
- ル酸二ナトリウム、 3 発色剤(上級の基 準と同じ。)
 - カゼインナトリウ
 - 基準と同じ。)
 - 6 甘味料(上級の基 準と同じ。)

 - 9 pH調整剤(上級の 基準と同じ。)
 - 安定剤を使用しない 場合に限る。) カードラン、カラ ギーナン、キサンタ ンガム、グァーガム 及びローカストビー ンガムのうち1種

内	容	量	(略)		

(ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格)

第4条 ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格は、次のとおりとする。

男 4 9	K 1 7		/ 及いショルダーペーコンの規格は、次のとわりとする。	
	≤ 分	Ì	基	準
品		位	(略)	
+: +	5日の知よりと	,斤斤	光久の担格の土中中の切む) 白顔の標準の甘郷し口じ	
亦り	肉中の粗たん白	貨	前条の規格の赤肉中の粗たん白質の標準の基準と同じ。	
製品	品中の結着材	料	前条の規格の製品中の結着材料の標準の基準と同じ。	
原	原 料	肉	(略)	
材				
料	原料肉及び食	品3	(略)	
	添加物以外σ	原		
	材料			
	食品添加	物	前条の規格の食品添加物と同じ。	
	X 111 1/1/11	1/-7	HANK STARTH ST WHITH MAN TO 1 A O O	
内	容	量	(略)	
l Lil	谷	里	(単行)	

(測定方法)

- 第5条 前2条の規格の赤肉中の粗たん白質の測定方法は、脂肪層を取り除き、粉砕器等で<u>均質化</u>したものを試料とし、ケルダール法又は燃焼法により測定する。
- (1) ケルダール法

ア 測定の手順

(ア) (略)

			6 香辛料抽出物 7 pH調整剤 乳酸ナトリウム
異		物	混入していないこと。
内	容	量	表示重量に適合していること。
容岩	器又は包装の	の状	防湿性を有する資材を用いており、かつ、薄切りしたものにあつては、通
態気性の			気性のない資材を用いて密封されていること。

(ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格)

第4条 ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格は、次のとおりとする

第43	1 1 2 1 - 2 1	/ 及びショルターベーコンの規格は、次のとおりとする。	
⊵	分	基準	
品	位	1 形態及びくん煙の状態がおおむね良好で、損傷及び汚れが目立たな	\ \
		こと。	
		2 色沢がおおむね良好であること。	
		3 香味がおおむね良好であり、かつ、異味異臭がないこと。	
		4 肉質がおおむね良好で、液汁の分離がほとんどなく、赤肉と脂肪の	割
		合がおおむね適当なこと。	
赤肉	目中の粗たん白質	16.5%以上であること。ただし、結着材料を使用したものにあつては	
		17.0%以上であること。	
製品	品中の結着材料	<u>1%以下であること。</u>	
原	原 料 肉	ロースベーコンにあつては豚のロース肉、ショルダーベーコンにあつて	は
材		豚の肩肉以外のものを使用していないこと。	
料	原料肉及び食品	前条の規格の原料肉及び食品添加物以外の原材料の標準の基準と同じ。	
	添加物以外の原		
	材料		
	食品添加物	前条の規格の食品添加物の標準の基準と同じ。	
異	物	前条の規格の異物と同じ。	
内	容量	前条の規格の内容量と同じ。	
容暑	民又は包装の状態	前条の規格の容器又は包装の状態と同じ。	

(測定方法)

- 第5条 前2条の規格の赤肉中の粗たん白質の測定方法は、脂肪層を取り除き、粉砕器等で<u>均一化</u>したものを試料とし、ケルダール法又は燃焼法により測定する。
- (1) ケルダール法

ア 測定の手順

- (ア) 試料の分解
 - a 出力可変式分解台(最大出力においてビーカーに入れた100mlの水を5分以内に沸騰させる能力を有するもの。以下同じ。)を用いる場合

薬包紙に試料約1.0gを0.1mgの単位まで正確に量りとり、300ml容ケルダールフラスコに薬包紙ごと入れ、分解促進剤(硫酸カリウムと硫酸銅(II)五水和物を9:1の割合で

(1) 蒸留

a · b (略)

c 自動蒸留装置(ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う装置をいい、自動蒸留装置と自動滴定装置(滴定の終点の判定を自動で行う装置で、20m1以上のビュレット容量を有するもの。以下同じ。)を組み合わせた装置を含む。以下同じ。)を用いる場合(略)

(ウ) 滴定

混合したもの。以下同じ。) 10g及び硫酸10mlを加える。出力可変式分解台で泡立ちが穏やかになるまで弱く加熱し、その後出力を最大にする。分解液が清澄になつた後、さらに約90分間加熱を続ける。全加熱時間は2時間以上とする。分解終了後、室温まで放冷し、水50ml (試料の蒸留を(イ)のcの自動蒸留装置で行う場合は20ml) を加えて分解物を溶解する。空試験については、薬包紙のみをケルダールフラスコに入れ、同様の操作を行う。

b 加熱ブロック分解装置 (420℃において分解チューブに入れた50m1の水を2分30秒以内 に沸騰させる能力を有するもの。以下同じ。)を用いる場合

薬包紙に試料約1.0gを0.1mgの単位まで正確に量りとり、250~300ml容分解チューブに薬包紙ごと入れ、分解促進剤10g及び硫酸10mlを加える。200℃に設定した加熱ブロック分解装置で泡立ちが穏やかになるまで加熱し、その後420℃にする。分解液が清澄になった後、さらに約90分間加熱を続ける。分解終了後、室温まで放冷し、水20mlを加えて分解物を溶解する。空試験については、薬包紙のみを分解チューブに入れ、同様の操作を行う。

(イ) 蒸留

a 塩入・奥田式蒸留装置を用いる場合

容量約300mlの蒸留液捕集容器(以下「捕集容器」という。)にほう酸溶液(ほう酸を水で加温溶解し、1,000ml中に10~40gのほう酸を含むよう調製したもの。以下同じ。)25~30mlを入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬(95%エタノール200mlにブロモクレゾールグリーン0.15g及びメチルレッド0.10gを含むよう調製したもの。以下同じ。)2~3滴を加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液の入つたケルダールフラスコを蒸留装置に接続し、20g以上の水酸化ナトリウムを含む量の25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が約100ml以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

b パルナス・ワグナー型蒸留装置を用いる場合

分解液を100ml容全量フラスコに水で洗い込み、定容としたものを供試液とする。捕集容器にほう酸溶液25~30mlを入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬2~3滴を加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。供試液25mlを全量ピペットで蒸留管に入れ、6g以上の水酸化ナトリウムを含む量の25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え供試液をアルカリ性にし、留液が約100ml以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

c 自動蒸留装置 (ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う<u>装置 (</u>自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置を含む。)をいう。以下同じ。)を用いる場合

捕集容器にほう酸溶液25~30mlを入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬2~3滴を加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液に水30ml及び20g以上の水酸化ナトリウムを含む量の25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、自動蒸留装置の操作方法に従い留液が100ml以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。ただし、自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置では、装置の操作方法に従つて蒸留する。

(ウ) 滴定

a <u>手動滴定 (滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方法)</u> (略)

b 自動滴定(滴定の終点の判定を自動で行う方法)

(略)

イ (略)

注1:試験に用いる水は、<u>日本工業規格K 0557 (1998)</u>に規定する<u>A 2 又は同等以上のもの</u>とする。

注2:試験に用いる試薬は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。

注3:試験に用いる<u>ガラス製体積計</u>は、<u>日本工業規格R 3505 (1994)</u>に規定するクラスA又は同等 以上のものとする。

注4: (略)

(2) 燃焼法

ア 燃焼法全窒素測定装置として、次の(ア)から(エ)までの能力を有するものを用いる。

- (7) 酸素(純度99.9%以上のもの)中で試料を熱分解するため、最低870℃以上の操作温度を保持できる燃焼炉を持つこと。
- (イ) 熱伝導度検出器による窒素 (N_2) の測定の<u>ため</u>、遊離した窒素 (N_2) を他の燃焼生成物から分離することができる構造を持つこと。
- (ウ) 窒素酸化物 (NOx) を窒素 (N2) に変換する機構を持つこと。
- (エ) <u>ニコチン酸</u> (純度99%以上のもの) を用いて10回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15%であり、相対標準偏差が1.3%以下であること。

a ビュレットを用いる場合

塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いて得られた留液にあつては0.1mol/L硫酸で、パルナス・ワグナー型蒸留装置を用いて得られた留液にあつては、0.025mol/L硫酸で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て微灰赤色を呈したところを終点とする。滴定値は0.01mlまで記録する。空試験で得られた留液についても同様に滴定する。

b 自動滴定装置(滴定の終点の判定を自動で行う装置で、20m1以上のビュレット容量を有するもの。以下同じ。)を用いる場合

滴定装置の操作方法に従い、留液を0.05mol/L又は0.1mol/Lの硫酸で滴定する。空 試験で得られた留液についても同様に滴定する。

イ 計算

(7) 塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合粗たん白質(%) = (T-B) × F × M × A × 2 / (1000 × W) × 6.25 × 100

(イ) パルナス・ワグナー型蒸留装置を用いる場合

粗たん白質 (%) = $(T-B) \times F \times M \times A \times 2 / (1000 \times W) \times 6.25 \times (100/25) \times 100$

T: 試料溶液の滴定に要した滴定液の体積 (ml)

B:空試験の滴定に要した滴定液の体積 (ml)

F:滴定に用いた硫酸のファクター

M:窒素の原子量 14.007

A:滴定に用いた硫酸の濃度 (mol/L)

W:試料の測定重量 (g)

6.25: 窒素-たん白質換算係数

注1:試験に用いる水は、<u>蒸留法若しくはイオン交換法によって精製したもの又は逆浸透法、蒸留</u> <u>法、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製したもので、日本工業規格K8008(</u> 1992)に規定するA2以上の品質を有するものとする。

注2:試験に用いる試薬及び試液は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。

注3:試験に用いる<u>全量ピペット、全量フラスコ及びビュレット</u>は、<u>日本工業規格R3505 (1994)</u> に規定するクラスA又は同等以上のものとする。

注4:空試験の滴定で1滴で明らかに終点を越える色を呈したときは、空試験の滴定値を $0\,\mathrm{ml}$ とする。

(2) 燃焼法

ア 燃焼法全窒素測定装置として、次の(ア)から(エ)までの能力を有するものを用いる。

- (7) 酸素 (純度99.9%以上のもの) 中で試料を熱分解するため、最低870℃以上の操作温度を保持できる燃焼炉を持つ。
- (イ) 熱伝導度検出器による窒素 (N_2) の測定の<u>ために</u>、遊離した窒素 (N_2) を他の燃焼生成物から分離できる。
- (ウ) 窒素酸化物 (NO_x) を窒素 (N_o) に変換する機構を持つ。
- (エ) <u>ニコチン酸等</u>(<u>検量線作成に用いたもの以外の標準品で、</u>純度99%以上のもの)を用いて 10回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15%であり、<u>標準偏差が0.15以下である</u>。

イ 測定の手順

- (7) 装置の操作方法に従つて検量線作成用標準品(エチレンジアミン四酢酸(EDTA)(純度99%以上で窒素率が記載されたもの)、DL-アスパラギン酸(純度99%以上で窒素率が記載されたもの)又は他の同純度の標準品 (ニコチン酸を除く。) を用いる。)を0.1mg以下の単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
- (化) (略)

ウ (略)

イ 測定の手順

- (7) 装置の操作方法に従つて検量線作成用標準品(エチレンジアミン四酢酸(EDTA)(純度99%以上)、DL-アスパラギン酸(純度99%以上)又は他の同純度の標準品を用いる。)を0.1mg以下の単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
- (イ) 試料約200~500mgを0.1mgの単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定する。
- ウ 計算

検量線から窒素分を算出し、次式を用いて粗たん白質を求める。 粗たん白質(%)=6.25×窒素分(%)

パブリックコメント等募集結果

ベーコン類の日本農林規格の一部改正案

- 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要(募集期間: H26.3.3~H26.4.1)
 - (1) 受付件数 2件(個人2)
 - (2) 意見と考え方 別紙のとおり
- 2. 事前意図公告によるコメント (募集期間: H26.1.27~H26.3.28)

受付件数 なし

ベーコン類の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見 に対する考え方について (案)

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第3条		
ベーコンの規格に「特級」の基準を新設すると提案されているが、「上級」との違いは「品位」において優良(上級:良好)であることと、「赤肉中の粗たん白」が18%以上(上級:16.5%以上)である。 この違いは、消費者が明らかにわかるものなのか、慎重に協議を行ってもらいたい。	1	ベーコンは、赤肉中の粗たん白質が高いほど、最終製品の食肉の割合が多くなり、品質がよくなる傾向があります。 特級と上級の違いについては、原案作成委員会において、上級品と特級相当品の比較等により慎重に議論を行い、新設することとしたところです。 なお、今回の改正は、事業者からの要望と流通・製造の実態を踏まえて行うものです。

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたので 御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。